

平成27年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業  
(モデル地域(スクールクラスター)) 報告書  
成果報告書(Ⅱ)

通常の学級に在籍するB中学校1年生のA生徒は、ADHDを伴う学習障害の診断がある。読み、書き、計算、文章理解などに顕著な困難さがある。漢字の読み書きは小学校高学年レベルになると不確実で、文中の語句の読み飛ばしや作文での脱字も多い。また、四則計算では、特に割り算や小数、分数などの計算になると不確実になる。また、時間、距離、速度に関する文章問題などは、単位間の関係を捉えきれず、式に表すことも難しい。また、英語の音韻とスペルの把握や使用も困難で、読む、書く、記憶することなどが極めて難しい。どの授業においても音声のみによる指示、説明の理解が不十分で、級友の活動や板書内容を手がかりにして取り組んでいる。保護者からの支援依頼に応じて、特別支援教育支援員や数学科チューターなどが一定時間配置されており、必要に応じて個別支援が行われてきた。また、教科担任は机間指導の中で教科指導の特性に応じてルビを振るなどしたアシスト副教材の提供や必要な個別指導を合理的配慮として行った。授業のユニバーサルデザイン化と個別の配慮によって、A生徒の学習活動への参加は促進されてきた。一方、定期考査などによる学習評価に繋がる学習内容の習得とその定着が課題である。

ファイル名：H27 0089JC1-LDAD

1. 取組のキーワードについて

- (1) 対象児童生徒等の障害種(下のいずれかに●を付すこと。重複障害の場合は、併せ有する障害に全てに●を付すこと。)
- 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、●学習障害、●注意欠陥多動性障害
- (2) 対象児童生徒等の障害の程度(学校教育法施行令第22条の3への該当の有無)(下のいずれかに●を付け、該当・非該当の障害名を( )に記入すること。)
- 該当( )、非該当( )
- (3) 対象児童生徒等の在籍状況等(下のいずれかに●を付すこと。)
- 幼稚園、小学校(通常の学級)、小学校(通常の学級・通級による指導)、小学校(特別支援学級)、●中学校(通常の学級)、中学校(通常の学級・通級による指導)、中学校(特別支援学級)、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部)、特別支援学校(小学部)、特別支援学校(中学部)、特別支援学校(高等部)
- (4) 対象児童生徒等の学年(下のいずれかに●を付すこと。)
- 年少、年中、年長、●1年生、2年生、3年生、4年生、5年生、6年生
- (5) キーワード(10個以内)
- LD、ADHD、読み書き計算、短期記憶、数学、チューター、英語、国語、ルビ、課題量、机間指導

## 2. 対象児童生徒等について

### (1) 対象児童生徒等の実態

A生徒はB中学校の通常の学級に在籍する1年生で「ADHD（不注意優勢型）を伴う学習障害」の診断がある。障害者手帳は所持していない。A生徒の障害に起因する認知面、行動面の特性は、全ての教科学習の困難さや生活上の困難さにつながっている。診断を受けた医療機関での検査結果によると、視知覚面では斜めの線の把握に困難さがあり、漢字や図形の学習にその影響があると分析されている。また、不注意による見落としや短期記憶の弱さのために、複雑な思考を要する課題の遂行は困難であり、特に音声のみで呈示された課題内容を操作、思考する課題は難しいという解釈もされている。A生徒は、医療機関において、障害特性に起因する読字困難に対応するために、言語指導も定期的に受けている。A生徒は通常の学級での授業の中で支援を受けながら、仲間と共に学習活動に参加し学力をつけることを願っており、進路も可能であれば、級友と共に高校に進学したいと希望している。級友とのコミュニケーションは、共通の話題では楽しくできるが、比喩、皮肉など字義通りでない言葉の理解に関しては説明を必要とする。

### (2) 対象児童生徒等の学習状況

A生徒は通常の学級に在籍しており、全ての授業を通常の学級で受けている。主に読み書きの習得、計算や文章題を伴う数学分野を苦手とする。また、抽象的思考の弱さがある。読み書きに関しては、文章中の語句の読み飛ばしがあり、学年相当の漢字の読みは困難であるため、音読のためにはルビを振る必要がある。また、質問内容の意味を理解することが難しい場合も多いため、質問に的確に答えることが難しい。視写や聴写には、かなりの時間を要するため、板書内容が多くなると授業中に写しきれないことも多い。

そのため、各教科の授業においてはA生徒の学習活動への参加を可能とするための授業の工夫が必要である。学習活動は、A生徒の認知特性に配慮して、未習得の学習内容を補うための指導や記憶を助け理解を促すための個別の視覚教材を提供するようにしている。また、教科担任は、机間指導をできる限り設定して個別的な学習支援を可能な限り行っている。あわせて、一定時間配置された特別支援教育支援員（以下、「支援員」という。）による個別的支援が行われている。支援員は、机間支援を行い、個別の課題指示、補足説明、確認、賞賛などを行っている。

### (3) 対象児童生徒等についての合意形成に至るまでの経緯

入学当初、保護者より学校に対してA生徒の学習上の困難さに配慮した支援の申出があった。また、保護者及び小学校からは学習上の配慮を必要とする根拠となる資料も引き継がれた。

B中学校は、保護者からの支援の申出を受けて、C市教育委員会に人的配置を要請し、通級による指導担当教員及び支援員が一定時間配置されることとなった。また、校内委員会を開催し、A生徒に関する実態把握と指導上必要な合理的配慮の内容や提供方法について協議した。校内委員会には、B中学校からの要請に応じてC市より合理的配慮協力員が派遣され、実態把握等に協力するとともに必要な助言を行った。一方、関係学年によるケース会議も開催され、合理的配慮協力員の助言も得ながら配慮内容、提供方法に関する協議が行われた。その結果、各授業における教科担任による机間指導での個別指導及び支援員、チューター、学年職員によるTT（チームティーチング）による指導により合理的配慮の提供を試行し、継続的に内容及び方法の改善を図ることにした。

このような学校としての取組の経緯を、1学期末の懇談において、A生徒と保護者に正式に伝えた。保護者からは特に数学に関して特別な配慮の希望があった。A生徒は、授業

中の支援員等による常時付き添い指導ではなく、机間指導による必要時の支援を希望した。双方の意見を聴取するとともに本人の意向を尊重し、その内容を反映することで、合意形成を図った。

### 3. 対象児童生徒等の学校における基礎的環境整備の状況

#### (1) 【基礎1】 ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

B中学校はC市教育委員会により、通級による指導担当教員の週1日の巡回指導の確保及び週3日特別支援教育支援員が配置されている。

また、A生徒に関しては、地域の医療機関による診断及び併設の相談・指導教室からの認知特性や指導内容に関する資料を保護者から提供された。小学校からの引継ぎや保護者からの聞き取り内容を実態把握に役立てている。

#### (2) 【基礎2】 専門性のある指導体制の確保

B中学校は、C市内のD特別支援学校との連携を深め、障害の状況や特性に応じた学習上、生活上の困難さを克服するための指導に関して共同で研究を進めてきた。また、D特別支援学校の地域支援部に、発達障害の理解と障害特性に起因する課題への対応方法、中でも学習支援の方法などに関する助言を受けている。あわせて、D特別支援学校の専門家相談事業を活用して、実態把握や課題への対応方法に関する助言を受け指導に生かしている。

またB中学校では、学級担任、教科担任を中心に授業中の行動観察を通して、配慮を必要とする生徒の認知特性や行動特性などの実態把握（4月～6月）を実施し、ケース会議での情報交換を通して、課題についての共通理解を図っている。毎月の校内委員会にその内容が報告され、学校としての合理的配慮の提供について継続的に協議されることで専門性のある指導体制が確保している。

#### (3) 【基礎3】 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

B中学校では、校内委員会での協議を踏まえて、A生徒に対して個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成した。個別の指導計画については市内統一様式が策定されていないために、特別支援学級や特別支援学校の様式を参考にして、合理的配慮を含む内容も記す様式を作成した。前期、後期の2期にわたる計画、評価を行い、必要に応じて修正できるものとした。

#### (4) 【基礎4】 教材の確保

B中学校では、各教科の授業における学習活動への全生徒の参加を促進するために、必要なワークシートを教科担任が作成し、提供している。また、生徒の多様なニーズに応え、個別に学力向上を図るために工夫したワークシートを配付している教科もある。例えば例題などの説明の要点を穴埋め式で記入させることで、学習内容の焦点化と理解を促したり、課題を細分化して提供することで個々の生徒の学力に応じて課題をステップアップできるようにしたりといった工夫をしている。また、読みの困難さを支援するためのルビ付教材を必要に応じて配付している。

#### (5) 【基礎5】 施設・設備の整備

A生徒に関するものは特にない。

#### (6) 【基礎6】 専門性のある教員、支援員等の人的配置

C市は、特別な教育的ニーズのある生徒への支援の充実を図るために、小・中学校に対し、必要に応じて支援員を配置している。B中学校にも支援員が週3日配置されており、A生徒に対し必要に応じて授業での支援に当たっている。

また、B中学校には、数学ではチューターが、英語ではALTが一定時間配置されており、教科担任の補助的な指導の一環として、机間指導による個に応じた支援を行っている。

さらに、B中学校には通級による指導担当教員が配置されており、希望があれば週1日の利用が可能な指導体制が整えられている。

#### (7)【基礎7】個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

B中学校では、全ての通常の学級の授業の中で、特別な配慮を要する生徒に対応するために、教科担任による授業の工夫や机間指導を通じた個別的な配慮としての指導が行われている。学年全体で個別的配慮の内容について共通理解を図り、教科の枠を越えて授業の中で日々取り組んでいる。また、月1回の放課後を使った補充学習会では、A生徒を含む学習上配慮を要する生徒を対象に、学年職員全員で個別の指導を行っている。

#### (8)【基礎8】交流及び共同学習の推進

A生徒に関するものは特にない。

### 4. 対象児童生徒等への合理的配慮の実践

#### (1)【合理①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

A生徒は、読み書き計算等に困難さがあり、教科の単元の学習課題と本人の既習事項の習得状況とに大きな差異があるため、各教科の授業において、未習得の学習内容を補いつつ教科単元の学習に結びつける配慮を行った。また、数学の授業では、A生徒が学習内容を理解することが難しく、答えを写すことに専念せざるを得なくなっている状況が見られたため、支援員やチューターが授業に入り、TTによる指導を行った。

#### (2)【合理①-1-2】学習内容の変更・調整

教科の指導に当たっては、学習課題は変更せず、A生徒が既習事項の学び直しから新しい課題へ、スモールステップで取り組めるように学習課題を細分化した。

数学の授業においては、学習内容の理解を促すためにチューターによる個別的、補助的指導を行った。教科担任と連携して基礎的内容を補いながら、課題量を調整するなどの支援を行った。演習問題では、解答を導く過程に含まれる本人の課題を一つ一つ解決しながら段階的に取り組めるように、ワークシートを作成し、机間指導の際にA生徒の理解に応じた説明を加えた。複雑な計算式などは、構成要素として含まれている計算を単独で課題とするなど、机間指導において課題量も含めて変更調整した。

英語では、読みに関してスペルと音韻との関係が把握できず、単語数の増加とともにその困難さが顕著となってきたため、読み練習の際には個別にルビを振ったアシスト副教材を提供し、参照することを認めた(写真1)。関係機関からデイジー教科書の提供を受け、家庭学習において読みの予習に役立てている。また、ペア学習や小グループによる級友との学び合いによる学習効果の向上を図っている。

国語では、A生徒は小学4年生程度までの漢字の読みは可能であるが、それ以上の学年段階の漢字を読むことが難しく、板書の漢字など、必要に応じて家庭や学校でルビを振る配慮をしている。このことは、A生徒だけではなく、漢字を苦手とする他の生徒にとっても有効であった。また、要点のカード化や要点記入式のワークシートの提供により学習内容を焦点化してその内容理解を助けるとともに時間内に要点などを視写できるように工夫

した（写真2）。

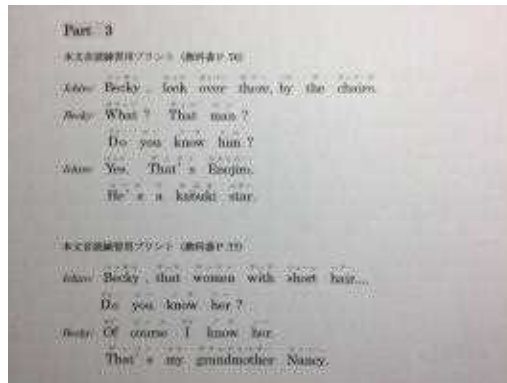


写真1 英文の読みを補助するルビを振ったアシスト副教材

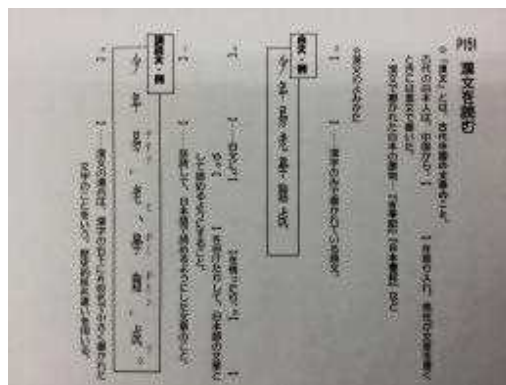


写真2 要点記入式の国語ワークシート

### (3) 【合理①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮

数学の授業においては、文字式などの移項を伴うものには矢印を入れ、必要な言葉を添えるなど、手がかりを示した例題を用意した。

### (4) 【合理①-2-2】学習機会や体験の確保

授業者の授業計画の中に、グループワークやペア学習を可能な限り設け、生徒同士が助け合う場を尊重しながら、つまづきがあれば机間指導により個別支援を行った。また、個に応じた役割分担に配慮して、発表の機会を可能な限り提供した。

その他、ICT機器を活用したり、ワークシートを工夫したりすることで、机間指導の機会を意図的に盛り込み、A生徒の取組状況の確認や補足説明などを行い、学習活動への参加を促した。

### (5) 【合理①-2-3】心理面・健康面の配慮

授業の進行に伴い、学習内容が難しくなり、また、学習量も増加し、授業に参加するためには周りからの何らかの援助が必要となることから、各授業では机間指導を通して個別指導の機会を可能な限り設けるよう配慮した。個別指導による課題量の調整や理解に応じた支援によって学習を促し、達成感が得られることでA生徒の自己肯定感と所属を高められるよう配慮した。

### (6) 【合理②-1】専門性のある指導体制の整備

国語や英語、数学の授業では各教科担任の連携による、複数指導体制で対応し、個別支

援を行っている。加えて、学年全体でのA生徒を含む配慮が必要な生徒に対する基礎学力の定着を目指した学習会を、毎月1回行っている。

また、A生徒への専門性のある指導を行うために、通級による指導担当教員を週当たり1日配置している。しかしながら、通級による指導はA生徒や保護者が共に現段階では希望しなかったために、当分の間、観察指導に当たると同時に関係職員への相談、助言を行っている。

(7)【合理②-2】幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

校内委員会を軸として、A生徒を含む発達障害等のある配慮が必要な生徒についての実態把握を、関係機関と連携して行い、生徒個々の特性に応じた配慮の内容、方法について協議し、職員会議において全教職員の共通理解を図っている。また、全教職員の理解に基づき生徒同士が仲間として認め合う学級風土づくりや、誰をも排除しない学校風土を築く努力をしている。学習活動だけでなく、部活動など学校生活の全ての場面で互いに支え合う精神を育む努力がなされている。

(8)【合理②-3】災害時等の支援体制の整備

A生徒は、全体への口頭での指示が十分理解できず、行動に戸惑うこともあるので、必ず級友や教員にわからない事がある場合は問うように指導している。また、A生徒の特性を踏まえて、緊急時には個別に行動を誘導するという対応のマニュアルを作成し、共通理解を図っている。

(9)【合理③-1】校内環境のバリアフリー化

A生徒に特化したものは特にない。

(10)【合理③-2】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

A生徒に特化したものは特にない。

(11)【合理③-3】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

A生徒に特化したものは特にない。

## 5. 取組の成果と課題

### (1) 取組の成果

全員参加の授業づくりを校内研究の推進の柱に掲げた取組の上に、机間指導を中心とした合理的配慮の提供により、A生徒の学習活動へのよりよい参加が促進された。A生徒自身も懇談の折りに、「教えてもらって助かる」と述べて、学習への意欲の高まりもみられるようになった。また、A生徒を含む配慮を要する生徒に関するケース会議が毎週開催され、入学前に引き継ぎが行われた生徒の実態内容を、新しい環境の中で見定めようという取組が行われた。学年担当職員に加え、合理的配慮協力員や巡回による専門家相談員の意見も反映しながら、個別の配慮について授業の中で試行するとともに、見直し焦点化していった。A生徒への合理的配慮を含む全ての生徒の授業参加を目指す授業のユニバーサルデザイン化は、授業の構造化、視覚化、焦点化、共有化の工夫へと発展してきている。土台となる授業のユニバーサルデザイン化が推進される中、学びの特性に応じた合理的配慮を提供することで、A生徒の学習状況が改善へと向かっている。このような取組は、A生徒だけではなく他の生徒に対しても広がりを見せており、合理的配慮を盛り込んだ授業づくりに取り組みなど教科の枠を越えた取組となりつつある(写真3)。特に、全員の主体的な授

業参加を目指す取組として設定したグループ学習では、生徒同士が、認め合い協働して学ぶことの大切さや楽しさを知り、生き生きとした活動に繋がっている。保護者からの申出から、合理的配慮の提供、評価、改善に至るまでの、保護者、本人を含むPDCAのサイクルでの取組内容は、個別の教育支援計画や個別の指導計画に記され次年度へ引き継がれる予定である。

できるだけ指導したい。そして本単元の内容を理解しやすいように説明したい。また、配慮の必要な生徒の授業参加を促すために、ルビ振り教材の提供やICTやフラッシュカードの活用を取り入れ、集中力の持続を心がけたい。また、発問の機会を多くし、発表に挑戦させ、自信が持てるようになるがけたい。授業に積極的に参加する姿勢の育成を目指したい。

6 本時の目標  
①「～しなさい」(命令文)「～してはいけません」(否定命令文)の形・意味・用法が理解できる

7 本時の展開

時間	学習の流れ (学習内容・学習活動)	reading time	指導上の留意点 (教育的配慮)	UDの観点	合理的配慮 (S2)
1'	Greeting date, the day of the week weather	7:55	・元氣よくあいさつ ・歡喜した英語での 目付や天候に注目さ せる。	・生徒の応答直後に板 書で視覚的に確認を 促す	・姿勢を正す促し
10'	導入 Q&A ①request after JET ②Q&A with in pairs ③check Q&A 教師から質問  Practice the words & phrases in Unit 9 ① practice reading	7:55 8:05 7:55	・ペアを割り当て、 適度な移動を促す ・ペア練習の間、返 問しながら学習のノ ートを確認する ・Q&Aはリズムよく スピーディに	・全員の一言活動への 参加 ・英字で版友と活動の 場の設定 ・応答機会の設定 及び後友の反応への 自然な注意喚起	・机指指導による 活動課題の確認 ・誤解への脱却の促 し ・再応答の機会にも無 反応な場合モデル示 し、応答させる。  ・課題への取組確認。
		7:55	・全員読めているか	・全員の主体的な活動	

写真3 ユニバーサルデザインの観点と合理的配慮を記した指導案

## (2) 課題

学習障害のあるA生徒の学習や行動上の課題について、保護者からの申出に応じて校内委員会を中心にその対応が協議され、共通理解が図られた。また、ケース会議において、教科の枠を越えて具体的な配慮について検討を行い試行している。各教科において、教科経営の特性を踏まえた様々な取組が試行され、合理的配慮の改善が継続的に行われており、A生徒の授業への参加は高まった。しかしながら、学習内容や技能をA生徒自身がいかに習得し、維持し、般化させるかという大きな解決すべき課題がある。幅広い先行研究に学び、様々な指導方略を組み合わせ、個の実態に即した継続した実践が求められる。そのためには、大学等専門機関や地域の特別支援教育センター、特別支援学校との協働した研究が求められる。

また、A生徒の変容や課題の状況をよりの確に把握し個に応じた合理的配慮が一貫して提供されるようにするためには、小・中・高等学校の移行期の引継ぎが極めて重要であり、各段階で作成された個別の教育支援計画等を引継ぎの資料として十分活用する必要がある。そのためにも、A生徒をはじめ特別な支援を必要とする生徒に関する十分な実態把握に基づいて、個別の教育支援計画及び個別の指導計画が適切に作成・活用される必要がある。実態把握及び課題設定を的確に行い、支援ネットワークの構築や有効な個別の教育支援計画を策定する上では、医療、福祉、労働等外部の専門機関との協働やコミュニティ活動との連携も一層図る必要がある。